

電子申請・届出サービスをご利用ください



問 【市への手続きについて】
市役所各担当課 ☎873-2111 (代)
【公的個人認証サービスについて】
総合窓口課 ☎内線1624、1625

ご利用方法

市ホームページから電子申請・届出サービスのページにアクセスし
(<http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page000712.html>)、該当
の項目をクリックすると手続き詳細画面に移動します。



利用者登録を
すると、次の
手続き時は入力が
簡単になります



電子申請・届出サービスとは、市役所の各担当窓口で必要となる申請や届出の一部について、インターネットを利用することで、自宅や職場から24時間継続可能となるサービスです。ご利用可能な手続きは各市町村によって異なりますが、市では、各種手続きのオンライン化に向けて継続して取り組んでいますので、ぜひご利用ください。

久市市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年条例第27号)第9条の規定に基づき、市で利用できる手続きについて、以下の通り公表します。
※手続きによっては、本人確認のため、個人番号カードを利用した公的個人認証サービスが必要となります。

現在利用できる電子申請・届出手続き(令和2年6月現在)

届出・証明(担当/総合窓口課)

- ◆住民票/除票の写しの交付請求
- ◆戸籍の附票の写しの交付請求
- ◆特例転出届
- ◆身分(身元)証明書の交付申請

保険と年金(担当/医療年金課)

- ◆妊産婦医療福祉費受給者証交付申請(マル福)
- ◆小児医療福祉費受給者証交付申請(マル福)
- ◆国民健康保険への加入手続
- ◆国民健康保険の喪失手続
- ◆修学中被保険者該当届
- ◆国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定に係る申請(69歳以下)
- ◆国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定に係る申請(70歳以上74歳以下)
- ◆国民健康保険税(料)簡易申告

税金(担当/収納課)

- ◆納税証明交付申請

税金(担当/税務課)

- ◆住民税課税(非課税)証明交付申請
- ◆事業所所在証明交付申請
- ◆所得証明書交付申請
- ◆固定資産評価/公課証明交付申請
- ◆土地・家屋現況証明交付申請
- ◆家屋の滅失の届出
- ◆給与支払報告に係る給与所得者異動届出
- ◆特別徴収に係る給与所得者異動届出
- ◆給与支払報告書の提出
- ◆公的年金等支払い報告書の提出
- ◆法人設立・開設申告書
- ◆法人異動・変更申告書
- ◆法人解散・廃止・結了申告書

福祉(担当/高齢福祉課)

- ◆要介護(支援)認定申請
- ◆要介護(支援)更新認定申請
- ◆要介護(支援)認定区分変更申請
- ◆居宅サービス計画作成依頼(変更)届出
- ◆介護保険被保険者証再交付申請

- ◆介護保険住所地特例適用・変更・終了届
- ◆介護保険負担限度額認定申請

健康(担当/健康づくり推進課)

- ◆母子健康手帳交付申請(妊娠届出)

児童(担当/こども家庭課)

- ◆児童手当の現況届
- ◆児童扶養手当の現況届

生活環境(担当/環境政策課)

- ◆特定建設作業の実施の届出
- ◆特定施設の設置の届出
- ◆経過措置としての特定施設設置者の届出
- ◆特定施設の数等の変更に関する届出
- ◆特定施設設置者の氏名等の変更に関する届出
- ◆特定施設設置者たる地位の承継の届出
- ◆犬の登録事項変更届出
- ◆犬の死亡の届

情報公開(担当/総務課)

- ◆公文書の公開(開示)請求